

2023年3月24日

高山信用金庫

## 「スーパーシニア定期預金」の販売終了および 「年金予約定期」の新発売のお知らせ

平素は高山信用金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

このたび当金庫では2023年3月31日（金）をもちまして「スーパーシニア定期預金」の新規お取扱を終了させていただくことになりました。

また、2023年4月3日（月）より新しく「年金予約定期預金」の取扱を開始いたします。

今後ともより一層、金融サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取扱終了商品

##### スーパーシニア定期預金

※2023年3月31日（金）をもって新規契約を終了いたします。

※現在、ご契約中の商品につきましては今後とも継続いただけます。

#### 2. 新規販売商品

##### 年金予約定期預金

商品概要：別紙商品概要説明書の通り

詳しくはお近くの当金庫店頭窓口または担当者までお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営戦略部 TEL：0577-32-2201

## 年金予約定期

2023年4月3日より適用

1. 商品名	年金予約定期
2. 販売対象 (すべてを満たす方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さま</li> <li>・年金を受け取ってみえない満55歳から満74歳未満の方。</li> <li>・たかしんで年金受取をご予約いただける方。</li> </ul>
3. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式…1年</li> <li>・期間1年の元金自動継続定期預金とする。</li> </ul>
4. 預入	
(1) 預入方法	一括してお預け入れいただきます。(証書式・通帳式・総合口座)
(2) 預入金額	500円以上200万円以内(1円単位)
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
(1) 適用金利	固定金利。預入れ時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率に0.15%を上乗せした利率を約定利率として、満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日における年金予約定期の上乗せ利率を適用します。
(2) 利払方法	満期日以後に、年金受給予定口座へ一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には以下の税金がかかります。</li> <li>源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) ※マル優ご利用の場合は非課税</li> </ul>
8. 手数料	不要です。
9. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した、期限前解約利息とともに支払います。</li> <li>6ヶ月未満 解約日における普通預金利率</li> <li>6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当(電話:0120-06-1152 9:00~17:00)にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825 9:00~12:00/13:00~17:00)にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)</p> <p>もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入に際しては、当金庫所定の「年金ご予約サービス」に記入し捺印されて、年金振込の予約をしていただくことになります。</li> <li>・満75歳の誕生日以降に満期日を迎えられた場合は、継続日にスーパー定期の1年ものに切替えとなります。</li> <li>・年金受給開始後に「ふれあい定期」(年金受給者専用)に切替えていただくことが可能です。</li> <li>・預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>